

令和 7 年 1 月 28 日

○条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第35号

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和63年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の182.5」を「、6月に支給する場合においては100分の182.5、12月に支給する場合においては100分の187.5」に改める。

第2条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の182.5、12月に支給する場合においては100分の187.5」を「100分の185」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第1条及び第2条関係）

区分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
6月期	100分の165	100分の167.5	100分の167.5
12月期	100分の165	100分の170	100分の167.5

[適 用]

- 1 令和7年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
公布の日
- 2 令和8年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和 8 年 4 月 1 日

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第36号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」に改める。

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の給料月額、通勤手当の支給上限額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、国家公務員の給与制度に準じて、勤勉手当基礎額の算定方法を変更するため改正する。

[内 容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第1条及び第2条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第1及び別表第2関係）

人事院勧告で示された国家公務員の俸給表を基礎として、若年層を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率+3.3パーセント）

(2) 通勤手当の支給上限額の引上げ（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
38,700円	31,600円

(3) 期末手当の支給割合の引上げ（第19条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
再任用職員以外の職員	6月期	100分の125	100分の126.25
	12月期	100分の125	100分の127.5
再任用職員	6月期	100分の70	100分の71.25
	12月期	100分の70	100分の72.5

(4) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第20条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
-----	-----	-------	---------

再任用職員以外の職員	6月期	100分の105		100分の106.25
	12月期	100分の105	100分の107.5	100分の106.25
再任用職員	6月期	100分の50		100分の51.25
	12月期	100分の50	100分の52.5	100分の51.25

(5) 勤勉手当基礎額の算定方法の変更（第20条関係）

勤勉手当基礎額の算定方法を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計	給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第3条及び第4条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第7条関係）

人事院勧告で示された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
6月期		100分の95	100分の96.25
12月期	100分の95	100分の97.5	100分の96.25

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
6月期		100分の87.5	100分の88.75
12月期	100分の87.5	100分の90	100分の88.75

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第3項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

4 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（改正条例附則第4項関係）

1 (5)に伴う所要の規定の整備を行うこととする。 (第15条関係)

[適用]

- 1 給料月額の引上げ、通勤手当の支給上限額の引上げ並びに令和7年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

令和 7 年 4 月 1 日

- 2 令和8年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和 8 年 4 月 1 日

- 3 上記以外

公布の日

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第37号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の一部を
次のように改正する。

第10条第3項第2号中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第19条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の
125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中
「、「100分の70」を「「100分の70」と、「100分の127.5」とあ
るのは「100分の72.5」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には
100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項
第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月
に支給する場合には100分の52.5」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同
条第3項中「第19条第4項及び第5項」を「第19条第5項」に、「前項の」を
「第2項の」に改め、「において準用する前項」を削り、同項を同条第4項とし、同
条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員
にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額
及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

附則第10項中「第20条第3項」を「第20条第4項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条、第27条関係)

一般職給料表 (1)

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
再任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時間	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
勤務職員以外の職員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	502,000
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	502,400
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	502,700
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	503,000
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	503,500
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	503,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	504,200
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	504,500
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	505,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	505,400
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	505,700
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	506,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	506,500
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	506,900
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	507,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	507,500
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	508,000
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	508,400
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	508,700
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	509,000
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	509,500
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	509,900
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	510,200
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	510,500
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	511,000
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	511,400
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	511,700
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	512,000
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	512,500
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	512,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	513,200

41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					

89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						
124		316, 500						
125		316, 800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	円 200, 300	円 227, 800	円 269, 500	円 290, 100	円 305, 700	円 331, 900	円 374, 800	円 409, 200

備考 新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、1級の17号給を受ける職員にあっては213,100円と、1級の25号給を受ける職員にあっては227,800円と、1級の33号給を受ける職員にあっては238,200円とする。

別表第2 (第3条関係)

一般職給料表 (2)

区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700

42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	374, 000
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	374, 500
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	375, 000
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	375, 400
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	375, 900
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	376, 400
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	376, 900
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	377, 300
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	377, 800
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	378, 300
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	378, 800
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	379, 200
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	379, 700
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	380, 200
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	380, 700
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	381, 100
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	381, 600
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	382, 100
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	382, 600
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	383, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	

90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
98	259, 100	277, 200	312, 300		
99	259, 400	277, 400	312, 600		
100	259, 600	277, 700	312, 900		
101	259, 800	277, 900	313, 200		
102	260, 100	278, 100	313, 600		
103	260, 400	278, 400	313, 900		
104	260, 600	278, 700	314, 300		
105	260, 800	278, 900	314, 600		
106		279, 100	315, 000		
107		279, 400	315, 400		
108		279, 600	315, 600		
109		279, 900	315, 800		
110		280, 200	316, 100		
111		280, 500	316, 400		
112		280, 700	316, 600		
113		280, 900	316, 800		
114		281, 200	317, 100		
115		281, 400	317, 400		
116		281, 600	317, 600		
117		281, 900	317, 800		
118		282, 200	318, 100		
119		282, 500	318, 400		
120		282, 700	318, 600		
121		282, 900	318, 800		
122		283, 100	319, 100		
123		283, 400	319, 400		
124		283, 700	319, 600		
125		283, 900	319, 800		
126		284, 100	320, 100		
127		284, 400	320, 400		
128		284, 700	320, 600		
129		284, 900	320, 800		
130		285, 100			
131		285, 400			
132		285, 700			
133		285, 900			
134		286, 100			
135		286, 400			
136		286, 700			
137		286, 900			

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

第2条 小田原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年小田原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405, 000
2	455, 000
3	508, 000
4	574, 000
5	655, 000
6	765, 000
7	893, 000

第8条第2項中「100分の95」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を、「100分の87.5」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を加える。

第4条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100

分の 127.5」とあるのは「100分の 97.5」を「100分の 126.25」とあるのは「100分の 96.25」に、「100分の 105」とあるのは「100分の 87.5」と、「100分の 107.5」とあるのは「100分の 90」を「100分の 106.25」とあるのは「100分の 88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（小田原市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第10条第3項第2号、第19条第2項及び第3項、第20条第2項、別表第1並びに別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の給与条例（同項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後的小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の表第19条第5項の項中「第19条第5項」の次に「及び第20条第3項」を加える。

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

令和7年度の給与改定に伴う昇格時号給対応表の所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

令和7年度の給与改定により給料表の改定が行われたことに伴い、昇格時号給対応表について所要の整備を行うこととする。（別表第7関係）

[適 用]

公布の日

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第46号

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和47年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 1 の表中	2 2
	2 2
	2 2
	2 3
	2 3
	2 3
	2 4
	2 4
	2 4
	2 5
	2 5
	2 5
	2 6
	2 6
	2 6
	2 6
	2 7
	2 7
	2 7
	2 7
	2 8

2	1
2	2
2	2
2	2
2	2
2	3
2	3
2	3
2	3
2	4
2	4
2	4
2	5
2	5
2	5
2	6
2	6
2	6
2	7
2	7
2	7

3 4	3 3
3 5	3 4
3 6	3 4
3 7	3 5
3 7	3 5
3 8	3 6
3 8	3 6
3 9	3 7
3 9	3 7
4 0	3 8
4 0	3 8
4 1	3 9
4 1	3 9
4 1	4 0
4 1	4 0
4 1	4 1
4 2	4 1
4 2	4 1
4 2	4 1
4 2	4 1
4 2	4 2
4 3	4 2
4 3	4 2
4 3	4 2
4 3	4 2
4 3	4 3
4 3	4 3
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 3
4 4	4 4
4 5	4 4
4 5	4 4
4 5	4 4
4 6	4 5
4 6	4 5
4 6	4 5
4 6	4 5
4 6	4 5
4 7	4 5
4 7	4 6
4 7	4 6
4 7	4 6
4 8	4 6
4 8	4 6
4 8	4 7
4 8	4 7
4 9	4 7
4 9	4 7

別表第7の1の表中

4 9	4 7
4 9	4 8
5 0	4 8
5 0	4 8
5 0	4 8
5 0	4 8
5 1	4 9
5 1	4 9
5 1	4 9
5 1	5 0
5 2	5 0
5 2	5 0
5 2	5 1
5 2	5 1
5 3	5 1

3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 1
4 1
4 2
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 7
4 8
4 8
4 8
4 8
4 9

を

3 7
3 8
3 8
3 8
3 9
3 9
3 9
4 0
4 0
4 0
4 1
4 1
4 1
4 1
4 2
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 7
4 8

に、

2 8
2 8
2 9
2 9
3 0
3 0
3 1
3 1
3 1
3 2
3 2
3 3
3 3
3 3
3 4

を

2	7
2	8
2	8
2	8
2	9
2	9
2	9
3	0
3	0
3	0
3	1
3	1
3	2
3	2
3	3
3	3

に、

1	0
1	0
1	0
1	1
1	1
1	1
1	2
1	2
1	2
1	3
1	3
1	3
1	3
1	3
1	3
1	3
1	4
1	4
1	4
1	4
1	4
1	4
1	5
1	5
1	5
1	5
1	5
1	6
1	6
1	6
1	6
1	6

を

11

4 9
5 0
5 0
5 1
5 1
5 2
5 2
5 3

4 8
4 8
4 8
4 9
4 9
5 0
5 0
5 1

1 6
1 6
1 7

1 6
1 6
1 6

改める。

別表第 7 の 2 の表中

1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 5
2 6
2 6
2 7
2 7
2 8
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3

1 3
1 4
1 4
1 5
1 5
1 6
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 5
2 6
2 6
2 7
2 7
2 7
2 8
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 2

5 2
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 7
5 8
5 9
5 8
5 9

5 2
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1

に、

に、

に、

4	4
---	---

4	3
---	---

1 0
1 0
1 1
1 1
1 2
1 2
1 3
1 3
1 4
1 4
1 5
1 5
1 6
1 6
1 7
1 7
1 8
1 8
1 9
1 9
2 0
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
2 9
3 0
3 0
3 1
3 1
3 2
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 7
3 8
3 8
3 8
3 9

9
1 0
1 0
1 0
1 0
1 1
1 1
1 1
1 2
1 2
1 3
1 3
1 4
1 4
1 5
1 5
1 6
1 6
1 7
1 7
1 8
1 8
1 9
1 9
2 0
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 6
2 7
2 7
2 8
2 9
2 9
3 0
3 0
3 1
3 1
3 2
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 7
3 8
3 8
3 8
3 9

7 4
7 5
7 5
7 6
7 7

7 3
7 4
7 4
7 4
7 5

6
6
6
6
7
7
7
7
8
8
8
8
9
9
9
1 0
1 0
1 1
1 1
1 2
1 2
1 3
1 3
1 4
1 4
1 4
1 5
1 5
1 5
1 6
1 6
1 7
1 7

5
6
6
6
7
6
7
7
8
7
8
7
8
8
9
8
9
1 0
8
1 0
8
1 1
9
1 1
9
1 2
1 0
1 2
1 0
1 3
1 1
1 1
1 2
1 2
1 3
1 1
1 4
1 2
1 4
1 2
1 5
1 3
1 3
1 5
1 3
1 6
1 4
1 6
1 4
1 7
1 5
1 5
1 7

3 9	3 6	7 7	7 5	1 8	1 6
3 9	3 7	7 8	7 6	1 8	1 6
4 0	3 7	7 8	7 6	1 9	1 7
4 0	3 7	7 9	7 7	1 9	1 8
4 0	3 8	7 9	7 7	2 0	1 9
4 1	3 8	8 0	7 8	2 0	2 0
4 1	3 8	8 0	7 8	2 1	2 1
4 1	3 9	8 1	7 9	2 1	2 1
4 2	3 9	8 2	7 9	2 2	2 1
4 2	3 9	8 3	8 0	2 2	2 2
4 2	4 0	8 4	8 0	2 3	2 2
4 3	4 0	8 5	8 1	2 3	2 2
4 3	4 0			2 4	2 3
4 3	4 1			2 4	2 3
4 4	4 1			2 5	2 3
4 4	4 1			2 5	2 4
4 4	4 2			2 5	2 4
4 5	4 2			2 5	2 4
4 5	4 2			2 6	2 5
4 6	4 3			2 6	2 5
4 6	4 3			2 6	2 5
4 7	4 3			2 6	2 5
4 7	4 4			2 7	2 6
4 8	4 4			2 7	2 6
4 8	4 4			2 7	2 6
4 9	4 5			2 7	2 6
4 9	4 5			2 8	2 7
5 0	4 6			2 8	2 7
5 0	4 6			2 8	2 7
5 1	4 7			2 8	2 7
5 1	4 7			2 9	2 8
5 2	4 8			2 9	2 8
5 2	4 8			2 9	2 8
5 3	4 9			3 0	2 8
5 3	4 9			3 0	2 9
5 4	5 0			3 0	2 9
5 4	5 0			3 1	3 0
5 5	5 1			3 1	3 0
5 5	5 1				
5 6	5 2				
5 6	5 2				
5 7	5 3				
5 7	5 4				
5 8	5 5				
5 8	5 6				
5 9	5 7				
5 9	5 7				
6 0	5 8				
6 0	5 8				
6 1	5 9				
6 1	5 9				
6 2	6 0				
6 2	6 0				
6 3	6 1				
6 3	6 1				

6 4	6 2
6 4	6 2
6 5	6 3
6 5	6 3
6 6	6 4
6 6	6 4
6 7	6 5

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市における自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の月額を引き上げるため改正する。

[内 容]

自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の月額を次のように引き上げることとする。（第8条関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
10キロメートル以上15キロメートル未満	7, 300円	7, 100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10, 400円	10, 000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13, 500円	12, 900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16, 600円	15, 800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19, 700円	18, 700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22, 800円	21, 600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25, 900円	24, 400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29, 100円	26, 200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32, 300円	28, 000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35, 500円	29, 800円
60キロメートル以上	38, 700円	31, 600円

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第47号

小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の通勤手当に関する規則（昭和33年小田原市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同条第4号中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同条第5号中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同条第6号中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同条第7号中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同条第8号中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同条第9号中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同条第10号中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同条第11号中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同条第12号中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同条第13号中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市職員の給与に関する条例が一部改正され、勤勉手当の支給割合が引き上げられることに伴い、勤勉手当の成績率の上限を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 勤勉手当の成績率の上限の引上げ（第14条関係）

勤勉手当の成績率の上限を次のように引き上げることとする。

区分	現 行	令和7年度	令和8年度以降
再任用職員以外の職員	6月期	100分の210	100分の212.5
	12月期	100分の210 100分の215	100分の212.5
再任用職員	6月期	100分の100	100分の102.5
	12月期	100分の100 100分の105	100分の102.5

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

1 令和7年度の支給に係る勤勉手当の成績率の上限の引上げ

令和 7 年 4 月 1 日

2 令和8年度以降の支給に係る勤勉手当の成績率の上限の改定

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第48号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第20条第3項」を「第20条第4項」に改める。

第7条の2第1項、第7条の4第1項、第7条の5及び第7条の6中「第20条第4項」を「第20条第5項」に改める。

第14条第1号中「100分の210」を「6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の215」に改め、同条第2号中「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「第20条第4項」を「第20条第5項」に改める。

第2条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の215」を「100分の212.5」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後的小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第14条の規定は、令和7年4月1日から適用する。